



許可番号 第 02829050010 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県南あわじ市福良丙253番地

氏 名 鳥取興業株式会社
代表取締役 鳥取 あい

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 令和3年5月22日

許可の有効年月日 令和8年5月21日



1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.金属くず

6.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上6種類

(2)中間処理(圧縮)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.繊維くず
- 4.金属くず

以上4種類

(3)中間処理(切断)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.金属くず

以上5種類

(4)中間処理(減容化)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上1種類

(5)中間処理(破碎・選別)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.紙くず(石膏ボード廃材に限る。)
- 2.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード廃材に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上2種類

上記(1)~(5)については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面に記載の7施設)

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年5月22日 新規許可
平成19年12月11日 変更許可(処理方法・取扱品目の追加)
平成21年4月27日 変更許可(処理方法の追加)
平成22年12月20日 変更許可(処理方法・取扱品目の追加)

平成23年5月22日 更新許可
平成28年5月22日 更新許可
令和3年5月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

[別紙]

(1) 破碎施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1369番 外1筆
設置年月日 : 平成27年3月26日
処理能力 : 廃プラスチック類23.3t/日、紙くず23.3t/日、繊維くず10.6t/日、木くず48.9t/日、
金属くず62.9t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず55.6t/日 (8時間稼動)
許可年月日 : 平成27年3月18日
許可番号 : 第 262102 号

(2) 木くずの破碎施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1369番 外1筆
設置年月日 : 平成22年12月8日
処理能力 : 木くず79.2 t/日 (8時間稼動)
許可年月日 : 平成22年11月4日
許可番号 : 第 222105 号

禁複写

(3) 圧縮施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市福良字本谷丙253番 外6筆
設置年月日 : 令和4年1月20日
処理能力 : 廃プラスチック類51.2 t/日 (8時間稼動)

(4) 熱減容化施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市福良字本谷丙253番 外6筆
設置年月日 : 令和4年1月20日
処理能力 : 廃プラスチック類0.39 t/日 (8時間稼動)

(5) 切断施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1369番 外1筆
設置年月日 : 平成22年12月8日
処理能力 : 廃プラスチック類40.3t/日、紙くず34.5t/日、繊維くず34.5t/日、木くず61.0t/日、
金属くず130t/日 (8時間稼動)

(6) 破碎施設 (石膏ボードに限る。)

設置場所 : 兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1369番 外1筆
設置年月日 : 平成22年12月8日
処理能力 : 4.2 t/日 (8時間稼動)

(7) 圧縮施設

設置場所 : 兵庫県南あわじ市榎列上幡多字龍神1369番 外1筆
設置年月日 : 平成22年12月8日
処理能力 : 廃プラスチック類65.6t/日、紙くず62.4t/日、繊維くず34.4t/日、
金属くず84.8 t/日 (8時間稼動)

以上 7 施設